特定事業所集中減算に係るＱ＆Ａ

特定事業所集中減算について、お問い合わせの多いものを中心に掲載しました。ご参考ください。

**◎　制度全般に関することについて**

Ｑ１　特定事業所集中減算について知りたい場合や様式をダウンロードしたい場合、どこを見ればわかりますか。

Ａ１　区のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

　　　「板橋区トップページ」>「健康・医療・福祉」>「介護」>「事業関係者向け情報」>「特定事業所集中減算について」

Ｑ２　平成30年度介護報酬改定で対象サービスが訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の４サービスに減りましたが、これはいつから適用ですか。また、平成30年度前期の判定期間はいつからですか。

Ａ２　平成30年度介護報酬改定による対象サービスの変更は、平成30年４月より適用です。また、サービス対象の変更に伴い、平成30年度前期の判定期間は、４月１日から８月末日までとなります。

Ｑ３　９月の紹介率最高法人の割合が80％を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

Ａ３　80％を超えているかどうかは、９月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

①　前期…判定期間　３月分から８月分→減算適用期間　10月分から３月分

②　後期…判定期間　９月分から２月分→減算適用期間　４月分から９月分

例えば、平成30年４月から８月までで80％を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成30年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。

※　本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合もあります。

Ｑ４　例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80％を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

Ａ４　特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80％の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

**◎　基本的な提出方法等について**

Ｑ５　提出先の郵便番号、住所、宛先はどこになりますか。

Ａ５　下記の宛先へ郵送をお願いします。

　　〒173-8501板橋区板橋２－66－1　板橋区役所　介護保険課　施設整備・事業者指定係

Ｑ６　紹介率最高法人の割合が80％を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している（と思われる）。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

Ａ６　80％を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください（正当な理由に該当するかどうかは、板橋区が判断します）。

Ｑ７　紹介率最高法人の割合が80％を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

Ａ７　80％を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、**５年間保存**しなければなりません。

Ｑ８　「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出方法が郵送となっていますが、郵送方法はどうしたらよいですか。

Ａ８　普通郵便でかまいませんが、届いたかどうか心配であれば配達記録や書留などの方法でもかまいません。

　　　なお、届出書様式のコピーと返信用封筒を同封していただければ、コピーに収受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を収受したことを確認するための対応となりますので、届出書の結果通知ではないことをご了承ください。

Ｑ９　３月（９月）15日までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。

Ａ９　必ず間に合うように提出してください。万が一遅れた場合は速やかに提出してください。

Ｑ10　３月（９月）末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。

Ａ10　作成し保存することは必要です。80％を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「３月（９月）末廃止」と記載してください。

Ｑ11　特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式１－11）」（加算届）も提出する必要がありますか。

Ａ11　「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の２通りです。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になります。

Ｑ12　Ｑ12の加算届はいつまでに提出すればよいですか。

Ａ12　加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に板橋区役所　介護保険課　施設整備・事業者指定係へ提出してください。判定期間が前期であれば９月15日まで、後期であれば３月15日までが提出期限です。

**◎　計算方法等について**

Ｑ13　「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

Ａ13　その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てをカウントします。

Ｑ14　区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

Ａ14　サービスを提供した月でカウントします。例えば、４月サービス分を月遅れで６月に５月サービス分と一緒に請求したケースは、５月ではなく４月の件数にカウントします。

Ｑ15　介護予防は件数に含まれますか。

Ａ15　含まれません。

Ｑ16　例えば、Ａ法人のＢ事業所とＣ事業所の訪問介護を利用している場合、ＢとＣそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

Ａ16　紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、Ｂ事業所とＣ事業所の利用者の数を合わせた、Ａ法人の利用者の割合で計算します。

Ｑ17　例えば、同一の利用者がＡ法人とＢ法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

Ａ17　「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は１件とカウントします。Ａ法人とＢ法人に位置付けた居宅サービス計画数（＝分子）には、それぞれ１件ずつカウントします。

（具体例）

訪問介護の利用者100人のうち、Ａ法人のみ利用が80人、Ｂ法人のみ利用が15人、Ａ，Ｂ両方利用しているのが５人の場合、

Ａ法人は　（80+５）÷100＝0.85＝85％

Ｂ法人は　（15+５）÷100＝0.20＝20％　　になります。

**◎　居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について**

Ｑ18　事業所１、事業所２とありますが、上位２つの事業所を計算するということでしょうか。

Ａ18　計算は上位２つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、３つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位２つまで記入し、３つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書　別紙」を使用してください。

Ｑ19　同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

Ａ19　居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか１法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。

Ｑ20　紹介率が80％以下のサービスは記入しなくてもよいでしょうか。

Ａ20　紹介率が80％以下の場合でも、全て記入する必要があります。

Ｑ21　正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。

Ａ21　いずれか１つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありえますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

**◎　正当な理由について**

Ｑ22　「日常生活圏域」とは何ですか。

Ａ22　「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、板橋区が介護保険事業計画において定める区域のことです。

Ｑ23　「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で５事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいでしょうか。

Ａ23　区のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

　　　「板橋区トップページ」>「健康・医療・福祉」>「介護」>「事業関係者向け情報」>「特定事業所集中減算について」

Ｑ24　東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

Ａ24　第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉サービス評価推進機構

（公益財団法人　東京都福祉保健財団　福祉情報部　評価支援室）

電話　０３－３３４４－８５１５

また、とうきょう福祉ナビゲーション（<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>）

も参考にしてください。

|  |
| --- |
| * **地域密着型通所介護の取扱いについて**
 |

Ｑ25　平成28年5月30日付の厚生労働省事務連絡によると、「平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。」とされている。板橋区ではどのように計算すればよいでしょうか。

Ａ25　上記の事務連絡は、通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している利用者がいる場合について述べています。板橋区では、①通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法と、②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法のどちらかを選択していただきます。どちらを選択していただいても構いません。

（具体例）

　利用者Ａ：通所介護事業所（ａ法人）

　利用者Ｂ：地域密着型通所介護事業所（ａ法人）

利用者Ｃ：通所介護事業所（ｂ法人）

利用者Ｄ：地域密着型通所介護事業所（ｃ法人）

利用者Ｅ：通所介護事業所（ｂ法人）、地域密着型通所介護事業所（ｄ法人）

1. 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法

通所介護（ａ法人）の紹介率：1（ａ法人の合計）÷3（通所介護の件数）＝33.4％

通所介護（ｂ法人）の紹介率：2（ｂ法人の合計）÷3（通所介護の件数）＝66.7％

地域密着型通所介護（ａ法人）の紹介率：

1（ａ法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4％

地域密着型通所介護（ｃ法人）の紹介率：

1（ｃ法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4％

地域密着型通所介護（ｄ法人）の紹介率：

1（ｄ法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4％

1. 地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

ａ法人の紹介率：2（ａ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝40％

ｂ法人の紹介率：2（ｂ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝40％

ｃ法人の紹介率：1（ｃ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝20％

ｄ法人の紹介率：1（ｄ法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝20％

「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」エクセルファイルの別シートの計算例をご覧ください。

Ｑ26　地域密着型通所介護については、東京都福祉サービス第三者評価を平成28年4月以前に通所介護として受審した場合は正当な理由として考慮されるのでしょうか。

Ａ26　平成28年4月に地域密着型通所介護事業所に移行する以前に、通所介護事業所として第三者評価を受審していた場合、有効期間内（平成30年前期分の有効期間は、平成27年9月1日から平成30年8月31日まで）であれば、正当な理由として考慮します。